月刊
新しい価値を生み、組織・人事のチカラになる

総務

6
2015
JUNE
No.640

月刊総務オンライン
http://www.g-soumu.com/

特集

中小企業に大きなメリット
「安全衛生優良企業公表制度」始まる
「健康・安全・働きやすい優良企業」を厚労省が認定!

第2特集

今注目の“新電力”
電力全面自由化で企業はどうなる?

総務のマニュアル

より自由に、より自在に
フリーアドレス2.0成功のポイント

〇税務トピックス

消費税率一〇％の導入時期確定

平成二七年度税制改正関連法が平成二七年三月三一日の参院本会議で可決・成立しました。これにより、平成二七年一〇月に予定していた消費税率一〇％への引き上げを一年半延期し、平成二九年四月とすることが決まりました。なお、景気が悪化したときに増税を停止できる「景気条項」は削除されたため、これ以上の延期はできないこととなります。

昨年四月一日より消費税率が五％から八％へ引き上げられましたが、その際、経過措置の適用可否の判断や会計ソフトの対応等に追われたかと思います。平成二九年四月の一〇％引き上げ時においても同様の混乱等が想定されるため、早い段階での対応準備が望まれます。

領収証等に貼付する収入印紙

第一七号文書「金銭又は有価証券の受取書」（いわゆる領収証等の類い）については、記載金額に応じた収入印紙を貼付する必要がありますが、平成二五年度税制改正により、平成二六年四月一日以降に作成されるものについては、当該記載金額が「五万円未満」のものは非課税とされています（改正前は「三万円未満」）。当該改正からすでに一年以上が経過していますが、今でも「三万円未満」を非課税の判断基準として社内運用されているケースが散見されます。誤った収入印紙の貼付がないよう、社内運用が徹底されているか再確認が望まれます。

●執筆／税理士法人 AKJ パートナーズ